

清掃業務仕様書

清掃の範囲及び回数(日常・定期清掃)

実施項目			日常清掃					定期清掃				
			き除塵・拾い掃	拭き掃除	処理廃棄物・汚物	水ブラシがけ	掃マット上げ清	き陶器・金属磨	掃床ワックス清	リカーペットグ	害虫駆除	
清掃箇所	床仕上げ	床面積(m ²)										
1階	空調機械室(2)	クリアー塗装	21.72	1/m	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気室	クリアー塗装	70.86	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-
	ELVホール	ビニル床シート	23.12	1/d	1/d	1/d	-	-	-	12/y	-	-
	ELV機械室	クリアー塗装	23.92	1/m	-	-	-	-	-	-	-	-
	ロッカー室フロント	塩ビスノコ	2.95	1/d	1/d	-	-	2/w	-	-	-	2/y
	ロッカー室	塩ビスノコ	148.21	1/d	1/d	1/d	-	2/w	-	-	-	2/y
	プールシャワー	タイル	26.45	1/d	-	-	1/d	-	1/w	-	-	-
	洗面コーナー	塩ビスノコ	97.17	1/d	-	-	-	2/w	1/w	-	-	2/y
	HC更衣室	塩ビスノコ	7.73	1/d	1/d	1/d	-	1/w	-	-	-	2/y
	HCWCシャワー室	タイル	7.73	1/d	1/d	-	1/d	-	1/d	-	-	2/y
	通路・洗顔・手洗	塩ビスノコ	30.36	1/d	1/d	1/d	-	2/w	1/w	-	-	2/y
	男女手洗	塩ビスノコ	11.9	1/d	1/d	-	-	2/w	1/w	-	-	2/y
	男女WC	タイル	30.07	1/d	1/d	1/d	1/d	-	1/d	-	-	2/y
	強制シャワー	タイル	30.37	1/d	-	-	1/d	-	1/w	-	-	-
	監視員室・医務室	ビニル床シート	33.99	1/d	1/d	1/d	-	-	随時	-	-	2/y
	監視員男女更衣室	ビニル床シート	21.41	1/d	1/d	1/d	-	-	随時	-	-	2/y
	監視員男女WC	ビニル床シート	7.43	1/d	1/d	1/d	-	-	1/d	12/y	-	2/y
	洗濯室	タイル	3.27	1/d	-	-	1/w	-	随時	-	-	2/y
	屋内プール	タイル	540.64	1/d	-	1/d	1/d	-	随時	-	-	-
		ゴムチップウレタン複合	512.64	1/d	-	1/d	1/d	-		-	-	-
		ビニル床シート	163.93	1/d	-	1/d	1/d	-		-	-	-
		石敷床	10.68	1/d	-	-	1/d	-		-	-	-
	器具庫(1)	合成樹脂塗り床	17.08	1/d	-	-	1/d	-	-	-	-	2/y
	採暖室(1)	タイル	24.86	1/d	1/d	-	1/d	-	-	-	-	2/y
	屋外プール (屋外使用期間中)	タイル	69.26	1/d	-	-	1/d	-	随時	-	-	-
		ゴムチップウレタン複合	1333.36	1/d	-	-	1/d	-		-	-	-
		ビニル床シート	25.94	1/d	-	-	1/d	-		-	-	-
		石敷床	4.24	1/d	-	-	1/d	-		-	-	-
		木製デッキ	53.4	1/d	-	-	1/d	-		-	-	-
		アスファルト	68.07	1/d	-	-	-	-		-	-	-
	インターロッキング	140.96	1/d	-	-	1/d	-	-	-	-	-	
	採暖室(2)	タイル	32.03	1/d	1/d	-	1/d	-	-	-	-	2/y
	器具庫(2)	合成樹脂塗り床	10.46	1/d	-	-	1/d	-	-	-	-	2/y
造波機械室・前室	コンクリート・階段モルタル	40.34	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-	
プール機械室	防水モルタル	36.21	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-	
トレーニングルーム	フローリングボード	217.36	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	-	
トレーニングホール	ビニル床シート	30.83	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	-	
トレーニング踏込	タイル	3.36	1/d	-	-	1/d	-	-	-	-	-	
トレーニングフロント	ビニル床シート	9.44	1/d	1/d	1/d	-	-	-	12/y	-	2/y	
トレーニング相談室	ビニル床シート	10.37	1/d	1/d	1/d	-	-	-	12/y	-	2/y	
トレーニング休憩コーナー	ビニル床シート	9.65	1/d	1/d	-	-	-	1/w	12/y	-	2/y	
トレーニング男女WC	ビニル床シート	12.28	1/d	1/d	1/d	-	-	1/d	12/y	-	2/y	
器具庫(3)	ビニル床シート	8.17	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-	
空調機械室(3)	クリアー塗装	7.78	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-	

清掃の範囲及び回数(日常・定期清掃)

実施項目			日常清掃						定期清掃			
			き除塵・拾い掃	拭き掃除	処理廃棄物・汚物	水ブラシがけ	掃マット上げ清	き陶器・金属磨	掃床ワックス清	リカーペットク	害虫駆除	
清掃箇所	床仕上げ	床面積(m ²)										
2階	風除室	タイル	27.62	1/d	1/d	-	-	-	-	-	-	2/y
	ロビー・コンコース・キャタリー	ビニル床シート	237.8	1/d	1/d	1/d	-	-	-	12/y	-	2/y
	WC前室	ビニル床シート	7.79	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	男女手洗	ビニル床シート	10.46	1/d	1/d	-	-	-	1/w	12/y	-	2/y
	男女WC	タイル	23.24	1/d	-	1/d	1/d	-	1/d	-	-	2/y
	多目的WC	ビニル床シート	7.95	1/d	1/d	1/d	-	-	1/d	12/y	-	2/y
	レストルーム	ビニル床シート	176.89	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	空調機械室(1)	クリアー塗装	21.72	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-
	空調機械室(4)	クリアー塗装	36.21	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-
	空調機械室(5)	クリアー塗装	36.21	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-
	事務室	タイルカーペット	42.73	1/d	1/d	1/d	-	-	-	-	2/y	2/y
	フロントショップ	ビニル床シート	26.7	1/d	1/d	1/d	-	-	-	12/y	-	2/y
	ミーティングルーム	タイルカーペット	30.82	1/d	1/d	1/d	-	-	-	-	2/y	2/y
	書庫(1)	ビニル床タイル	9.86	1/d	1/d	-	-	-	-	-	-	2/y
	プール券売機械室	ビニル床タイル	4.76	1/d	1/w	-	-	-	-	-	-	-
	職員男女更衣室	ビニル床タイル	14.07	1/d	1/d	-	-	-	-	-	-	2/y
	湯沸室(前室共)	ビニル床タイル	12.4	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	ELVホール	ビニル床シート	21.84	1/d	1/d	-	-	1/w	-	12/y	-	-
	入退場ゲート	ビニル床シート	27.36	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	トレーニング入退場ゲート	ビニル床シート	4.68	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	トレーニングホール	ビニル床シート	13.14	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	2/y
	トレーニング券売機械室	ビニル床シート	5.16	1/d	1/w	-	-	-	-	-	-	-
	トレーニング男女更衣室	ビニル床シート	41.42	1/d	1/d	1/d	-	-	1/w	12/y	-	2/y
トレーニング男女シャワー室	タイル	15.12	1/d	-	-	1/d	-	1/w	-	-	2/y	
倉庫	ビニル床タイル	3.99	1/m	2/y	-	-	-	-	-	-	-	
テラス(1)	コンクリート	82.63	1/d	-	-	1/m	-	-	-	-	-	
テラス(2)	コンクリート	51.96	1/d	-	-	1/m	-	-	-	-	-	
塔屋	スライダーデッキ	ビニル床シート	31.33	1/d	-	-	1/d	-	-	-	-	
共通	A階段	ビニル床シート	33.78	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	-
	B階段	ビニル床シート	31.89	1/d	1/d	-	-	1/w	-	12/y	-	-
	C階段	ビニル床シート	24.53	1/d	1/d	-	-	-	-	12/y	-	-
	D階段	ビニル床シート	43.9	1/d	1/d	-	1/d	-	-	-	-	-
	ELV	ビニル床タイル	1.89	1/d	1/d	-	-	1/w	-	12/y	-	-
地下	熱源機械室・消火P室	クリアー塗装	155.01	1/d	1/m	-	-	-	-	-	-	-
	ろ過機械室	クリアー塗装	189.31	1/d	1/m	-	-	-	-	-	-	-
屋外	玄関キャノピー	インターロッキング	153	1/d	-	-	随時	-	-	-	-	-
	自転車置場	インターロッキング	180	1/d	-	-	随時	-	-	-	-	-
	屋外階段	インターロッキング・モルタル	150	1/d	-	-	随時	-	-	-	-	-
	歩行者通路	インターロッキング	620	1/d	-	-	随時	-	-	-	-	-
	玄関ロータリー	アスファルト	550	1/d	-	-	-	-	-	-	-	-
	カモメ駐車場	アスファルト	3430	1/d	-	-	-	-	-	-	-	-
	トビウオ駐車場	アスファルト	560	1/d	-	-	-	-	-	-	-	-
	イルカ駐車場	アスファルト	2170	1/d	-	-	-	-	-	-	-	-

備考

1 記号については次のとおりとする。

- 1/d・・・一日に1回以上実施(季節、入場者数、汚れの程度によって実施回数を増やすこと)
- 1/w・・・一週に1回以上実施(季節、入場者数、汚れの程度によって実施回数を増やすこと)
- 2/w・・・一週に2回以上実施(季節、入場者数、汚れの程度によって実施回数を増やすこと)
- 1/m・・・一月に1回実施(定期的に行うこと)
- 2/y・・・おおむね半年につき1回実施
- 12/y・・・年12回実施
- 随時・・・汚れがひどいときに実施

2 実施内容については次のとおりとする。

日常清掃

- 除塵・拾い掃き・・・床面を掃除機、ほうき等で清掃もしくはゴミ拾い
- 拭き掃除・・・床面モップがけ、テーブル・手すり等雑巾がけ
- 廃棄物・汚物処理・・・灰皿の吸殻処理。ゴミ箱等の廃棄物処理、床面等の汚物処理
- ブラシがけ・水切り・・・デッキブラシ、ポリッシャーによる清掃の後、水切り
- マット上げ清掃・・・マット(スノコ)を上げて、マットの洗浄と床面の清掃
- 陶器・金属磨き・・・衛生陶器、蛇口・タオル掛け・手すり等金属部のくもり取り、錆取り磨き

定期清掃

- 床ワックス清掃・・・除塵、洗浄(汚れがひどいときワックス剥離)後ワックス塗布し乾燥、仕上げ拭き。
- カーペットクリーニング・・・カーペットクリーナーを用いた薬剤洗浄
- ガラス清掃・・・高所ガラス清掃(低所については日常清掃にて随時実施)

清掃の範囲及び回数(ガラス)

清掃実施箇所		枚数	面積	区分		備考			
				日常清掃	定期清掃				
プ ー ル	北面	排煙	45	79.3		○			
		ギャラリー固定	28	95.8		○	※プール側のみ		
	25M	西面排煙	20	32.2			○		
		西面引違	16	28.1	○				
		西面固定	4	6.7	○				
		南面排煙	24	32.5			○		
		南カーテンウォール	36	97.5			○		
		テラス引違	6	49	○				
		テラス固定	6	49.7	○				
		採暖室固定・扉	1	5.5	○				
		レジャー	南面排煙	56	81.6			○	
			南カーテンウォール	182	530.8			○	
	南カーテンウォール		16	47.4	○				
	テラス引違		10	52.6	○				
	テラス固定		6	31.8	○				
	東面排煙		32	49.2			○		
	東カーテンウォール		108	360			○		
	東カーテンウォール		26	56.8	○				
	東非常口		1セット	3	○				
	採暖室固定・扉		1	5.3	○				
	プール出口		1セット	7.4	○				
	監視員固定		1	6.5	○				
	監視員扉		2	7.6	○				
	監視員更衣・トイレ扉		4	0.7	○				
	監視員トイレ鏡	2	0.8	○					
	ロッカー・更衣室	男女更衣室北排煙	23	18.1			○		
		更衣室扉	3	7.8	○				
		自動扉	1セット	12.5	○				
		フロント仕切り	1セット	16.6	○				
		更衣室仕切り	2	7.9	○				
		更衣室鏡	15	6	○			※表面のみ	
	ト レ ー ニ ン グ ジ ム	南面	カーテンウォール	8	27.7			○	
			カーテンウォール	16	22.3			○	※外側のみ
			カーテンウォール	4	6.9	○			※内側のみ
		南壁面	スポーツマラー	2	10.7	○			※表面のみ
		北面	排煙	32	46.4			○	
カーテンウォール			48	139			○		
カーテンウォール			72	104.2			○	※外側のみ	
カーテンウォール			32	46.3	○			※内側のみ	
ガラスブロック			4セット	5.5			○	※外側のみ	
ガラスブロック			3セット	4.1	○			※内側のみ	
非常口			1セット	8.7	○				
トイレ・更衣		鏡	3	2.4	○			※表面のみ	
		入口スクリーン	1	4.3	○				
ゲート横倉庫		扉	1	0.1	○				

清掃実施箇所		枚数	面積	区分		備考	
				日常清掃	定期清掃		
管 理 棟	事務室・ミーティングルーム	北排煙	12	10.3	○		
		北引違	12	30.5	○		
		北固定	6	8	○		
		扉	4	1.1	○		
	玄関風除室	自動扉・引扉	2セット	40.3	○		
		らんま	6	7.9	○		
	清掃員室	扉	1	0.3	○		
		西引違窓	1セット	8.4	○		
	トイレ	西外開窓	2	1.9		○	※外側のみ
		西外開窓	2	1.9	○		※内側のみ
		手洗鏡	3	5.6	○		※表面のみ
	ロビー・コンコース	西排煙	3	3.3		○	
		西引違	2	3.5		○	
		西固定	1	1.7		○	
		ギャラリー	28	95.8	○		※ロビー側のみ
		公衆電話衝立	1	0.4	○		
	受付フロント	ショーケース	1セット	5.7	○		
	ゲート横パーテーション	南	1	6.9	○		※ゲート側のみ
		北	1	5.2	○		
	2階ELVホール北西角	排煙	4	3.5	○		
		引違	4	9.3	○		
		固定	2	2	○		
	中央階段西	排煙	2	1.4		○	
		引違	2	3.8		○	
	中央階段	固定	24	118.8		○	
		固定	6	17.1		○	※外側のみ
中央階段東	排煙	2	1.4		○		
	引違	2	3.8		○		
1階職員通用口	扉	1セット	4.4	○			
レストルーム	北排煙	9	7.7	○			
	北引違	8	30.3	○			
	北固定	1	3.8	○			
	手洗鏡	2	0.8	○			
トレジム男女更衣室	男更衣北排煙	3	3.3		○		
	洗面鏡	6	2.4	○		※表面のみ	
	シャワー室扉	2	3.8	○			

※面積はガラスの両面で算出しており、片面のみ清掃実施する箇所については、片面のみの面積を示すとともに、備考欄に実施面を明記した。

清掃の範囲及び回数(照明器具)

階	室名	器具品番	台数	備考	区分	
					定期清掃 (年1回)	日常清掃 (随時)
地下1階	地下ピット	NL56099	50	シーリングライト(60W)		○
	造波機械室	FHA42251	4	トラフ(32W×1、反射傘)		○
		FW21271	2	トラフ(20W×1、反射傘、ステン)		○
	熱源・ろ過機械室	FHA42251	4	トラフ(32W×2、反射傘)		○
		FHF42251	3	非常照明(トラフ反射傘32W×2)		○
		FA1147P	2	非常照明(壁付3W)		○
	ろ過機械室(上部)	FHA42005	3	トラフ(32W×2、反射傘)		○
	ろ過機械室(下部)	FHF42001	1	トラフ(32W×2、反射傘)		○
	消火ポンプ室	FHF42251	1	非常照明(トラフ反射傘32W×2)		○
A階段	FF31560W	1	非常照明(丸型30W)	○		
ELV機械室	FHF42001	1	トラフ(32W×2、反射傘)		○	
1階	レジャープール廻り	XY2261PEL	11	モールライト(ツイン27W、防雨型)	○	
		NFE21660	4	ダウンライト(ツイン27W、防湿防雨型)	○	
		YA55846	8	灯台用照明(投光器)	○	
		FW42971W	3	非常照明(天吊40W×2)	○	
	25Mプール廻り	YAH54584	10	投光器(MH400W、防雨型、重耐塩害型)	○	
		NLH84038	18	ブラケット(ミニ電球40W、防雨型)	○	
		FW42971P	1	非常照明(天吊40W×2、防湿防雨型)	○	
		HLW8198	5	ブラケット(丸型27W、防雨型)	○	
	採暖室(1)	LW86266	4	ブラケット(電球40W、防湿防雨型)	○	
	器具庫(1)	FHW42020	2	富士型照明(32W×2、防湿、ステン)		○
	電気室	FHA42251	5	トラフ(32W×2、反射傘)		○
		FHF42251	3	非常照明(32W×2、反射傘)		○
	A階段	FF31560W	1	非常照明(丸型30W)	○	
	医務室	FHA41790	2	下面開放(32W×1)	○	
	器具庫(2)	FHA41220	1	トラフ(32W×1、反射傘)		○
	ELVホール	FHA41220	1	トラフ(32W×1、反射傘)		○
		HLA1231T	13	ダウンライト(20W)	○	
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		FA42471	1	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
		HLA1231T	1	ダウンライト(20W)	○	
		FHA41030	1	トラフ(32W×1)	○	
	監視室	FHW42739	4	下面開放(32W×2、防湿、ステン)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	監視員女子更衣室	FA41730	2	下面開放(32W×1)	○	
	監視員男子更衣室	FA41730	2	下面開放(32W×1)	○	
	監視員女子WC	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
	監視員男子WC	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
	洗濯室	FA21700	1	下面開放(20W×1)	○	
	監視員通路	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
		FA42471	1	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	ロッカー室	FHW42739	24	下面開放(32W×2)	○	
HLA1201T		2	ダウンライト(13W)	○		
LB91670P		6	非常照明(直付13W)	○		
FA21477K		2	非常照明(壁付3W)	○		
FA42471		1	非常照明(天井埋込型)	○		
ロッカー室通路	FHW41739	4	下面開放(32W×1、防湿、ステン)	○		
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○		

清掃の範囲及び回数(照明器具)

階	室名	器具品番	台数	備考	区分	
					定期清掃 (年1回)	日常清掃 (随時)
1階	ロッカー室通路	LB91670P	2	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	プール女子更衣室	FHA41030	7	トラフ(32W×1)	○	
		FHW42739	12	下面開放(32W×2、防湿、ステン)	○	
		HLA1201T	2	ダウンライト(13W)	○	
	プール男子更衣室	FHA41030	5	トラフ(32W×1)	○	
		FHW42739	8	下面開放(32W×2、防湿、ステン)	○	
		HLA1201T	2	ダウンライト(13W)	○	
	プール女子WC	NFE21660	5	ダウンライト(ツイン27W、防湿防雨型)	○	
		FHA41030	10	トラフ(32W×1)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
	プール男子WC	NFE21660	5	ダウンライト(ツイン27W、防湿防雨型)	○	
		FHA41030	9	トラフ(32W×1)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
	HC更衣室	FHW41739	1	下面開放(32W×1、防湿、ステン)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
	HCシャワーWC	NFE21660	2	ダウンライト(ツイン27W、防湿防雨型)	○	
	強制シャワー	FHW42739	3	下面開放(32W×2、防湿、ステン)	○	
	トレーニングルーム	FA42471	1	非常照明(天井埋込型)	○	
	トレーニングホール	NF11628	22	ダウンライト(20W)	○	
		FA42471	2	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		NF99225	2	非常照明(ダウンライト27W)	○	
	トレーニングフロント	FHA41030	4	トラフ(32W×1)	○	
		FHA42790	2	下面開放(32W×2)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
		LB91670P	2	非常照明(ダウンライト13W)	○	
トレーニング女子WC	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○		
	HW2621	1	ブラケット(20W、電球色)	○		
トレーニング男子WC	HLA1231T	1	ダウンライト(20W)	○		
	HW2621	2	ブラケット(20W、電球色)	○		
トレーニング休憩コーナー	NF11628	13	ダウンライト(20W)	○		
	HW2621	2	ブラケット(20W、電球色)	○		
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○		
トレーニング相談室	FHA42790	2	下面開放(32W×2)	○		
	LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○		
C階段	FF31560W	1	非常照明(丸型30W)	○		
器具庫(3)	FA21035	1	富士型照明(20W×1)		○	
採暖室(2)	LW86266	5	ブラケット(GW40W、防湿防雨型)	○		
プール機械室	FHA41220	7	トラフ(32W×1、片反射)		○	
2階	キャノピー	HLW6231	22	ダウンライト(ツイン27W、防雨型)	○	
	玄関ポーチ	HLW6231	9	ダウンライト(ツイン27W、防雨型)	○	
	風除室	HLW6231	10	ダウンライト(20W)	○	
		FA21477K	1	非常照明(壁付3W)	○	
	清掃員室	LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		FA41730	1	下面開放(32W×1)		○
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)		○
	A階段	HA9781	1	直付照明(丸型32W+30W)		○
		FF31560W	2	非常照明(丸型30W)	○	
	ロビー・コンコース	FA21477K	1	非常照明(壁付3W)	○	
HLA1231T		14	ダウンライト(20W)	○		

清掃の範囲及び回数(照明器具)

階	室名	器具品番	台数	備考	区分	
					定期清掃 (年1回)	日常清掃 (随時)
2 階	ロビー・コンコース	FHA41065K	58	建築化照明(32W×1)	○	
		FA42471	3	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
		LB91670P	6	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		HLA1201T	3	ダウンライト(13W)	○	
	ロビー電話コーナー	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
	女子WC	FA41730	3	下面開放(32W×1)	○	
		HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
	男子WC	FA41730	6	下面開放(32W×1)	○	
		HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
	男子手洗い	HLA1231T	1	ダウンライト(20W)	○	
		FHA41030	1	トラフ(32W×1)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
	女子手洗い	HLA1231T	1	ダウンライト(20W)	○	
		FHA41030	2	トラフ(32W×1)	○	
	HCWC	HLA1231T	2	ダウンライト(20W)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
		FHA41030	2	トラフ(32W×1)	○	
	観覧ギャラリー	HLA1231T	7	ダウンライト(20W)	○	
		FHA41065K	50	建築化照明(32W×1)	○	
		LB91670P	4	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		FA42455K	1	非常照明(天井埋込型)	○	
	テラス	NCH81013	4	ブラケット(水銀灯100W、防雨型)	○	
	プール券売機室	FHA41005	1	富士型照明(32W×1)		○
	ミーティングルーム	NF53160	4	埋込照明(36W×3)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
		LB91670P	1	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	B階段	FF31560W	2	非常照明(丸型30W)	○	
		FA42471	1	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
	ELVホール	HLA1231T	34	ダウンライト(20W)	○	
		LB91670P	3	非常照明(ダウンライト13W)	○	
		FA21477K	1	非常照明(壁付3W)	○	
	事務室	FHA42705	8	埋込照明(32W×2)	○	
		HLA1201T	2	ダウンライト(13W)	○	
LB91670P		1	非常照明(ダウンライト13W)	○		
職員女子更衣室	FA41730	1	下面開放(32W×1)		○	
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)		○	
職員男子更衣室	FA41730	1	下面開放(32W×1)		○	
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)		○	
湯沸室	FA41730	2	下面開放(32W×1)	○		
書庫	FHA42005	2	富士型照明(32W×2)		○	
フロントショップ	FHA42790	5	下面開放(32W×2)	○		
	FHA41030	5	トラフ(32W×1)	○		
	NL77118W	4	ダウンライト(65W)	○		
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○		
	LB91670P	3	非常照明(ダウンライト13W)	○		
厨房	FHW42020	4	富士型照明(32W×2、防湿、ステン)	○		
	LB91670P	2	非常照明(ダウンライト13W)	○		
厨房倉庫	FA21035	1	富士型照明(20W×1)	○		
レストルーム	FHA41065K	28	建築化照明(32W×1)	○		
	NF11628	63	ダウンライト(18W)	○		

清掃の範囲及び回数(照明器具)

階	室名	器具品番	台数	備考	区分	
					定期清掃 (年1回)	日常清掃 (随時)
2階	レストルーム	FHA41030	5	トラフ(32W×1)	○	
		NL81011	12	壁付照明(LDS60W)	○	
		HW2621	2	ブラケット(20W、電球色)	○	
		FHA41065K	13	建築化照明(32W×1)	○	
		HLA1201T	4	ダウンライト(13W)	○	
		FA42471	1	非常照明(天井埋込型)	○	
		FA21477K	1	非常照明(壁付3W)	○	
		LB91670P	4	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	DS	FHA41220	1	トラフ(32W×1、反射傘)		○
	トレーニングホール	HLA1231T	12	ダウンライト(20W)	○	
		LB91670P	2	非常照明(ダウンライト13W)	○	
	トレーニングルーム	D15NCY152P	24	ダウンライト(オートリフター式)	○	
		HLA1201T	2	ダウンライト(13W)	○	
		LB93670K	4	非常照明(直付30W)	○	
	C階段	FF31560W	1	非常照明(丸型30W)	○	
		NF99272	1	非常照明(壁付27W)	○	
		NF99225	2	非常照明(ダウンライト27W)	○	
		FA42471	1	非常照明(天井埋込型、キセノン付)	○	
	トレーニング券売機室	FA21035	1	富士型照明(20W×1)		○
	トレーニング男子更衣室	FA41730	4	下面開放(32W×1)	○	
		HW2621	3	ブラケット(20W、電球色)	○	
		HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○	
	男子シャワー室	FHW41739	1	下面開放(32W×1)	○	
トレーニング女子更衣室	FA41730	4	下面開放(32W×1)	○		
	HW2621	4	ブラケット(20W、電球色)	○		
	HLA1201T	1	ダウンライト(13W)	○		
女子シャワー室	FHW41739	1	下面開放(32W×1)	○		
空調機械室(1)	FHA42251	2	トラフ(32W×2、反射傘)		○	
塔屋	プール上部天井裏	FHA41220	68	トラフ(32W×1、反射傘)	-	-
	天井ドーム	YAH54584	48	投光器(MH400W、防雨型、重耐塩害型)	○	
		YA54553	2	投光器(MH400W、防雨型、重耐塩、中角型)	○	
		YAH54584	1	投光器(MH400W、防雨型、重耐塩、狭角型)	○	
スライダーデッキ	HLW8198	2	ブラケット(丸型27W、防雨型)	○		
屋外	南外灯	XY2261PEL	3	モールライト(ツイン27W、防雨型)	○	
	外壁(南・東)	YA56724P	9	ライトアップ投光器(MH400W、防雨型)	○	
	受水槽ポンプ室	FHW41220	1	トラフ(32W×1、反射傘、ステン)		○

樹木管理業務仕様書

安城市レジャープール周辺の花壇及び植栽帯等樹木の健全な生育を図るため、適正な保守、管理の目的をもって実施する。

1 管理対象

安城市レジャープール周辺の花壇及び植栽帯 覆い

2 管理の内容

工 種 (作業名)	面積 (数量)	回 数	実 施 時 期
《剪定工》			
高木剪定 (幹周 60 cm未満)	68本	1回/年	8月～9月
〃 (幹周 60 cm以上 120 cm未満)	23本	1回/年	8月～9月
中木剪定 (高さ 1 m以上 2 m未満)	597㎡	1回/年	6月～9月
《防除工》			
高木薬剤散布 (幹周 60 cm未満)	136本	2回/年	5月、6月、7月、8月
〃 (幹周 60 cm以上 120 cm未満)	46本	2回/年	5月、6月、7月、8月
中木薬剤散布 (高さ 1 m以上 2 m未満)	1, 194㎡	2回/年	5月、6月、7月、8月
寄植 (低木) 薬剤散布 (高さ 1 m未満)	3, 000㎡	2回/年	5月、6月、7月、8月
野芝薬剤散布	946㎡	2回/年	5月、6月、7月、8月
《芝刈除草工》			
除草剤散布 (芝)	946㎡	2回/年	8月、9月
《施肥工》			
高木施肥工 (幹周 60 cm未満)	68本	1回/年	2月～3月
〃 (幹周 60 cm以上 120 cm未満)	23本	1回/年	2月～3月
中木施肥工 (高さ 1 m以上 2 m未満)	597㎡	1回/年	2月～3月
寄植 (低木) 施肥工 (高さ 1 m未満)	1, 500㎡	1回/年	2月～3月
野芝施肥工	473㎡	1回/年	2月～3月

※ 薬剤散布については、5・6月毎月1回散布（これを第1回とする）し、7・8月毎月1回散布（これを第2回とする）。これをもって年間2回散布とする。薬剤は、適宜害虫に対応した薬品を使用する。

※市が認めた場合は、面積（本数）の増減ができるものとする。

※この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、市と協議のうえ決定するものとする。

昇降機保守点検業務仕様書

1 昇降機仕様

保守点検業務の対象となる施設及び昇降機の仕様については、次のとおりとする。

設置台数：1基

仕様：11人乗用福祉型

メンテナンス契約方式：フルメンテナンス（FM）

2 業務目的

本業務は、「安城市昇降機運行管理規程」（以下「運行管理規程」という）及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」（以下「指針」という）等の関係法令に基づき昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

3 業務内容

- (1) 昇降機の定期点検・整備及び修理
- (2) 昇降機の定期検査の実施及び報告書作成・提出

4 定期点検

(1) 点検項目等

運行管理規程の第3の2に示す点検項目及び昇降機製造者が業務目的を達成するために必要とする点検項目に対し点検・保全作業を実施する。

(2) 点検回数

ア マイコン制御方式の昇降機で、遠隔監視装置等により運行管理規程に示す点検項目を満足する機械点検機能が具備されたシステムの場合は、遠隔装置による点検を毎月1回以上、現地での点検を年4回以上実施する。

(3) 清掃

現地での点検時等に必要に応じ清掃を行う。対象部位は、意匠部品（昇降かご、かご扉、かご床、乗場扉、三方枠、操作盤等のカバー等）の清掃についてとする。

(4) 器具・工具等

業務遂行に必要な器具、工具等は指定管理者の負担とする。ただし、施設に付属する備品、電気又は水道等を業務遂行に必要な範囲において無償で利用できるものとする。

5 修理及び部品の取替

(1) 修理・補修内容

フルメンテナンス (FM)

消耗品、消耗資材及び下記の除外事項を除く機器等の構成部品の修理又は取替えを行う。

(除外事項)

- (ア) 意匠部品（昇降かご、かご扉、かご床タイル、巾木、乗場扉、敷居、三方枠、操作盤カバー、押し釦カバー、インジケータカバー等）の塗装、メッキ直し、修理、取替え
- (イ) 巻上機、電動機、制御器等の機器の一式取替
- (ウ) 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- (エ) 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- (オ) 諸法規の改正又は官公庁の命令若しくは要求による設備の改修
- (カ) 新規付属物追加に関する工事
- (キ) 指定管理者以外の不注意、不適当な使用・管理により発生した修理又は取替
- (ク) 天災地変等、その他不可抗力により生じた復旧

(2) 年次計画書の提出

協定期間内に予定されている修理・補修について、初回の点検時までには計画書を市に提出すること。

6 遠隔監視等

(1) 異常監視（実施する場合のみ適用）

遠隔監視により異常や不具合発生等を監視し、発生時には、出勤等の適切な対策をとる。

(監視項目)

- ア 閉じ込め故障
- イ 起動不能故障
- ウ 安全装置動作
- エ 電源系統異常故障
- オ 制御機器の状態
- カ 走行異常
- キ ドア開閉異常

(2) 点検

運行管理規程に示す点検項目を満足する機械点検機能が具備されたシステムを使用し専門技術者により点検を実施する。点検により異常及び異常の兆候が確認された場合は、速やかに適切な対応をとる。

(3) 直接通話（エレベーターのみ）

閉じ込めなど異常時において、エレベーター内インターホンにより、かご内の乗客と直接通話し必要な指示・連絡等を実施する。

(4) 機器等

保守点検に必要な機器等の扱いは、特記がない場合は下記による。

ア 遠隔監視等に必要な機器等

(ア) 遠隔監視等に必要な機器及び電話回線の開設等は指定管理者で実施する。

(イ) 機器の設置等に必要な費用は、指定管理者の負担とする。

(ウ) 電話料金は基本料金、通話料とも指定管理者の負担とする。

(エ) 契約終了時の機器の撤去費用は指定管理者の負担とする。ただし、指定管理者に責めがない理由であり市の都合により協定を途中で終了させた場合は、市が撤去に要する費用を負担する。

(オ) 設置された機器等は、指定管理者の所有とし適切に管理する。

イ 保守用ツール

(ア) 指定管理者は、対象昇降機の保守に関し必要な保守用ツールを設置できる。

(イ) 設置場所は、市が提供する。

(ウ) 設置されたツール等は、指定管理者の所有とし適切に管理する。

ウ その他

指定管理者が対象昇降機の正常かつ良好な運転状態を保つために、市等に対しての留意事項等の提示が必要な場合は、書面にて提供する。市は提供物が返却の必要がある場合は、あらかじめ通知し指定管理者は責任を持って協定終了時に返却する。

7 故障対応等

(1) 対応

故障等の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう、専門技術者を待機させ下記の事項に迅速に対応する。

ア 遠隔監視可能な昇降機においては、遠隔監視装置による異常通報に基づき、

速やかに適切な処置をとる。

イ 市等から故障等の連絡があった場合は、速やかに適切な処置をとる。

ウ 昇降機かご内のインターホンにより、故障等の通報を受けた場合は、通報者への適切な指示及び対応をする。

エ 異常又は故障等が発生した場合は、速やかに指定管理者は市へ状況及び対処内容を連絡する。

(2) 費用

対象設備の故障等で緊急出動をした場合の費用は、指定管理者の負担とする。

8 法令に基づく検査・報告

建築基準法〔第12条第3項〕等の関係法令に基づく定期検査を実施し、その結果を特定行政庁及び市に報告する。

検査・報告に要する費用はすべて指定管理者の負担とする。

9 運行管理者等の教育

「指針」及び「運行管理規程」に定める内容について、資料を作成し運行管理に関する者に対し施設ごとに教育を実施する。

10 履行時期

各業務の履行時期は下記による。

(1) 点検・メンテナンス業務

履行期間において最初の業務は、従前の契約で実施された点検日より年4回の点検回数の場合は3か月以内、毎月点検が必要な場合は1か月以内に実施する。また、新設の昇降機の場合は、業務開始日からそれぞれの期間以内とする。初回以外の業務は、点検期間に偏りがないよう実施する。

(2) 遠隔監視業務（実施する場合のみ適用）

履行期間において施設の休館等にかかわらず24時間対応とする。

(3) 法令に基づく検査・報告業務

特定行政庁が定めた時期に実施する。

(4) 故障等対応業務

履行期間において施設の休館等にかかわらず24時間対応とする。

11 履行報告

各業務終了後、指定管理者は当該業務の実施状況等を直ちに市に書面により報告する。

(1) 点検項目等の実施状況が把握できる内容のもの。

(2) 機器の調整及び消耗品の交換、補充等の実態が記載されていること。

12 作業時間

故障等の緊急時を除き通常の保守、点検及び検査等の作業は、通常業務時間内に実施する。

13 業務の停止・一時停止

本業務内容について、業務の全部又は一部を停止又は一時停止する必要がある場合は、書面により通知する。下記に停止・一時停止の対象事由及び期間等を示す。

(1) 停止・一時停止事由

- ア 天災地変等の不可抗力により業務の実施が困難な場合
- イ 業務対象施設の取り壊し及び長期休館、改修等により業務の実施が困難な場合又は実施の必要がない場合

(2) 停止・一時停止期間

- ア 現地での定期点検業務は、点検間隔以上の継続した期間
- イ 遠隔点検業務は、点検間隔以上の継続した期間
- ウ 遠隔監視業務は、1か月以上の継続した期間
- エ 上記期間は、施設の休館期間ではなく対象昇降機を完全に稼動しない期間とする。

14 協定の変更

業務を停止又は一時停止した場合は、未実施分の業務について減額し協定の変更をする。ただし、一時停止の場合、継続して設置された器機の使用料及び電話回線基本料など業務の一時停止期間においても必要となる項目は減額の対象としない。

15 その他

本仕様書に定めのない事項に疑義が生じたときは、市と指定管理者の双方が協議のうえ決定するものとする。

自動ドア保守点検業務仕様書

自動ドア保守点検業務の遂行にあたっては、本業務仕様書に記載されている事項を遵守し、常に誠実に業務の遂行に努めるものとする。

1 委託業務場所及び自動ドア仕様

本業務の対象となる自動ドアの仕様については、別紙1「自動ドア一覧表」のとおり。

設置台数：4台

2 業務目的

本業務は自動ドアの保守点検業務を行うことで自動ドアの機能を常に良好な状態にし、故障を未然に防止することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 自動ドアの保守点検
- (2) 故障修理対応

4 点検作業

(1) 点検項目

点検項目は、「自動ドア点検項目」に記載された点検項目について実施するとともに、業務目的を達成するために必要と判断する点検を行う。

(2) 点検回数

点検回数は、年2回とする。

5 保守作業

点検作業にあわせて、清掃、注油、調整、消耗品交換等の保守を実施する。保守の範囲は次のとおりとする。

- (1) 点検部の汚れ、つまり、異物の付着等がある部分の清掃
- (2) 点検部の取り付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
- (3) ボルト、ねじ等で緩みのある場合の増し締め
- (4) 消耗部品の交換又は補充
- (5) 点検部の接触部分や回転部分の調整、注油
- (6) 軽微な損傷のある部分についての補修
- (7) その他これらに類する軽微な作業で業務目的を達成するために必要と判断する作業

6 メンテナンス

本業務について、パーツメンテナンスとして、下記消耗品及び消耗資材は無償で交換

する。

- (1) ヒューズ
- (2) 潤滑油、グリース等の各種オイル
- (3) 各種ボルト、ねじ、ビス、ナット
- (4) タッチスイッチの電池
- (5) 戸渡りゴム
- (6) 下レールの振れ止め
- (7) ベルトワックス
- (8) モーターギア

7 履行時期

各業務の履行時期は下記による。

(1) 点検作業

履行期間において、前回の点検日を参考に、施設利用の支障がないことを鑑み決定する。ただし、業務は点検間隔に偏りがないようにすること。

(2) 故障対応等

故障等に対しては、施設の休館等にかかわらず速やかに対応する。

8 履行報告

点検後は点検結果について、下記内容の記載された報告書を市へすみやかに提出する。報告書の表紙として保守点検等結果報告書を添付する。

- (1) 点検項目等の実施状況が把握できる内容
- (2) 機器の調整及び消耗品の交換、補充等の実態が確認できる内容

9 作業時間

故障時の緊急時を除き、通常の保守点検等は、施設運営への影響を考慮し実施する。

10 作業員

保守点検及び故障修理に携わる技術員は自動ドア施工技能士の資格を持つ者とする。

自動ドア一覧

自動ドア番号	1号機 2号機		
施設内設置場所	正面入口 (外:1号機 内:2号機)		
メーカー	ナブコドア		
形式	DS60型	開閉方式	引分け
設置(竣工)年	平成11年	更新年	年
点検回数	2回/年		
備考			

自動ドア番号	3号機		
施設内設置場所	ロッカー室		
メーカー	ナブコドア		
形式	DS60型	開閉方式	引分け
設置(竣工)年	平成11年	更新年	年
点検回数	2回/年		
備考			

自動ドア番号	4号機		
施設内設置場所	監視室横		
メーカー	ナブコドア		
形式	DS21型	開閉方式	片引き
設置(竣工)年	平成11年	更新年	年
点検回数	2回/年		
備考			

夜間警備等業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と夜間警備等利用者の安全確保を目的とする。

業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 業務提供の方法

総合ガードシステム

2 通信回線の種別

- (1) 一般公衆回線を使用
- (2) 異常情報送信のために使用される電話は、次のとおりとする。
 - * 電話局名 NTT 安城
 - * 電話番号 0566-92-7352
 - * 名義人 安城市長
 - * 電話の種類 ダイヤル回線、アナログ

3 業務の種類

- (1) 防犯提供業務
- (2) 火災異常提供業務
- (3) 設備異常提供業務
 - ア 水中ポンプ故障警報
 - イ 機械室漏水警報
 - ウ 減温装置コンプレッサー異常警報
 - エ 減温器用冷却水タンク水位下限警報
- (4) 警備業法の認定を証明する書類の写し及び業務員名簿を安城市教育委員会に提出すること。
- (5) 添付図面のとおり業務対象物件に設置した警報機器によって、伝達される「異常」有無を監視する。
- (6) 「異常」を受信した場合において、これを止める機械設備及び当該機械設備の正常作動を確認し得るに必要な機器を管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、業務対象物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視することとする。
- (7) 緊急連絡先を一定数定め、連絡優先順位を明示すること。
 - ア 複数の異なる業務を委託する場合には、それぞれの業務について、一定数の緊急連絡先及び連絡優先順位を定めることとする。
 - イ 緊急連絡先及び連絡優先順位を変更する場合は、事前に遅滞なくその旨を安城市教育委員会に文書で報告することとする。
- (8) 業務遂行のために、鍵の預託をする場合は、預り証を発行し、責任をもってこれを管理保管すること。
- (9) 業務実施期間中に、業務対象物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該

事故の状況及びその他の詳細について市に報告することとする。

- (10) 仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については、その都度協議のうえ文書にて取り決めるものとする。

消防用設備保守点検業務仕様書

安城市レジャープールの消防用設備保守点検業務の内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 契約の対象となる装置内容

(1) 自動火災報知設備

ア	複合受信機	1 式
イ	差動式スポット型感知器	5 8 個
ウ	定温式スポット型感知器	1 9 個
エ	煙感知器	1 5 個
オ	発信機	8 個
カ	表示灯	8 個
キ	電源装置	1 式

(2) 屋内消火栓設備

ア	加圧送水装置	1 式
イ	制御盤	1 面
ウ	呼水装置	1 式
エ	屋内消火栓	5 基
オ	起動用スイッチ	5 個
カ	常用電源	1 式

(3) 防排煙制御設備

ア	制御盤	1 台
イ	切換器	1 台
ウ	煙感知器	1 3 個
エ	定温式スポット型感知器	5 個
オ	シャッター	1 5 台
カ	電源装置	1 式

(4) 非常放送設備

ア	増幅器操作部	1 式
イ	スピーカー	6 2 個
ウ	電源装置	1 式

(5) 誘導灯設備

ア	誘導灯	3 3 台
---	-----	-------

(6) 消火器具

ア	粉末消火器小型	1 3 本
---	---------	-------

(7) 自家発電設備

ア	ディーゼルエンジン	1 台
イ	交流発電機	1 台
ウ	制御盤	1 面
エ	始動装置	1 式
オ	燃料、冷却水系タンク配管	1 式

- 2 安城市レジャープールの消防用設備について消防法等に定められた保守点検を実施すること。
- 3 保守点検の時期については、甲乙協議のうえ決定すること。
- 4 保守点検の内容については、次のとおりとする。
 - (1) 外観・機能点検（年1回）
 - ア 対象設備の外観点検・機能確認点検
 - イ 点検報告書作成
 - (2) 外観・機能・総合点検（年1回）
 - ア 対象設備の外観点検・機能確認点検・配線点検
 - イ 点検報告書作成・点検結果届出代行
 - (3) 防火対象物定期検査（年1回）
 - ア 点検報告書作成・点検結果届出代行

自家用電気工作物の電気施設保安管理業務仕様書

安城市レジャープールの自家用電気工作物の電気施設保安管理業務をこの仕様書に基づいて施工する。

1 保安管理の対象

電気事業法の適用を受ける下記電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を実施する。

(1) 施設 の 名 称	安城市レジャープール
(2) 施設 の 所 在 地	安城市和泉町大下23番地1
(3) 需 要 設 備	ア 設備容量 800kVA イ 最大電力 425kW ウ 受電電圧 6,600V
(4) 非常用予備発電装置	発電機定容量 80kVA

2 備品等の整備

指定管理者は、電気工作物の保安管理に必要な備品、材料及び消耗品の整備をするものとする。

3 保安管理の回数

保安管理は別紙の通り実施するものとする。

圧力容器保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、圧力容器保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象設備は次のとおりとする。

(1) 第一種圧力容器

ア 流水系統プール昇温用熱交換器（前田鉄工製 THP-2507SW-11STB 型）	2 基
イ ステンレス貯湯槽（森松工業製、1500φ×2600H）	2 基
ウ 空調用熱交換器（ベルテクノ製 350AX1250L 型）	1 基

(2) 小型圧力容器

ア 2.5mプール昇温用熱交換器（前田鉄工製 THP-2005SW-11STB 型）	2 基
イ 造波系統プール昇温用熱交換器（前田鉄工製 THP-1505SW-11STB 型）	2 基
ウ ジャグジープール昇温用熱交換器（前田鉄工製 THP-1005SW-STB 型）	1 基
エ リハビリプール昇温用熱交換器（前田鉄工製 THP-1505SW-STB 型）	1 基
オ プール床暖房用熱交換器（ベルテクノ製）	7 基

（内訳）150AX800L 型×1 基、150AX750L 型×2 基、150AX700L 型×1 基、
150AX550L 型×1 基、150AX500L 型×2 基

2 圧力容器保守点検業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 第一種圧力容器保守点検（年 1 回）

ア 第一種圧力容器の点検整備を行うこと

（ア）本体部

胴・ふた板・鏡板の漏れ、腐り、変形、割れ等の点検整備
管・管板・仕切り室の漏れ、腐り、変形、割れ等の点検整備
保温部・ケーシング部・据付部の損傷又は移動の点検整備

（イ）ふた締め付け部

締め付けボルトの磨耗、曲がり、腐り等の点検整備
蝶番等の磨耗、損傷、緩み、変形等の点検整備（ただし貯湯槽のみの実施とする）
ガスケットの損傷、脆化、漏れ等の点検整備

（ウ）管、弁及び付属品等

安全弁、逃し弁、膨張管等の漏れ、損傷、機能の点検整備
圧力計、温度計の指度のくるい、漏れ、連絡管の詰まり、損傷等の点検整備
送気管、吹き出し管、止弁等の漏れ、詰まり、損傷等の点検整備

イ 第一種圧力容器性能検査を受検すること

労働安全衛生法第 4 条並びにボイラー及び圧力容器安全規則第 7 条 2 号、第 7 条 3 号並びに第 7 条 5 号の規定に準じて、第一種圧力容器に係る性能検査の準備及び検査に必要な手続きと受検費用の納付を行い、第一種圧力容器の性能検査を受けるものとする。

(2) 小型圧力容器保守点検（年 1 回）

ア プール昇温用熱交換器の点検整備を行うこと

- (ア) 保温外装材、保温材（一部）取外し
- (イ) 仕切り室取外し
- (ウ) 伝熱管内目視点検
- (エ) 伝熱管内洗浄
- (オ) 仕切り室内洗浄
- (カ) パッキン類取替
- (キ) 仕切り室取付け
- (ク) 試運転調整（プール水を循環し漏れ等を確認）
- (ケ) 保温材、保温外装材復旧

イ プール床暖房用熱交換器の点検整備を行うこと（年1回、3基実施）

- (ア) 保温外装材、保温材、管接続および計装の取外し
- (イ) 機器搬出（工場引取り作業の場合）
- (ウ) 分解
- (エ) 目視による内部点検（亀裂・破損の有無）
- (オ) 内部清掃（伝熱管内、仕切り室内）
- (カ) パッキン組付け（1台あたり2枚）
- (キ) 組立
- (ク) 耐圧検査（工場引取り作業の場合、最高使用圧力の1.5倍）
- (ケ) 機器搬入（工場引取り作業の場合）
- (コ) 管接続（パッキン交換を含む）および計装の復旧
- (サ) 試運転調整（機器を運転し、漏水等を確認）
- (シ) 保温外装材、保温材の復旧

3 保守、点検の時期については、施設運営に支障にならないよう計画すること。

4 第一種圧力容器性能検査については、指定管理者立会いのうえ実施するものとする。

5 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

(1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。

(2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

6 軽微な補修については、指定管理者の負担とする。

7 点検の結果及び処置の内容について市に報告する。

8 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

ウォータースライダー保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、ウォータースライダー保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

- 1 対象設備：ウォータースライダー（2基）
- 2 「建築基準法第8条第1項、第2条第2項、第88条第1項」及び「遊戯施設の維持及び管理に関する基準」に基づき、ウォータースライダーの点検、検査を行うこと。
- 3 点検、検査の実施回数は以下のとおり年間4回とする。
 - (1) 定期点検 3回（9月、12月、3月の各月に実施）
 - (2) 定期検査 1回「定期点検を兼ねる」（6月に実施）
- 4 保守、点検の時期については、施設運営に支障のないよう計画すること。
- 5 ウォータースライダーの点検、検査の内容は、次のとおりとする。ただし、ウ揚水装置及び電気装置に関する検査、点検については、電気設備保安管理、ろ過装置・アトラクション設備保守点検の結果を流用するものとする。
 - (1) 点検、検査実施項目
 - ア 構造部
地盤、基礎、アンカーボルト、構造部材、支柱、梁、補助部材及び接合部等の状態
 - イ 本体
スライダー本体、スライダー取付部、手すり・飛び出し防止壁 等の状態
 - ウ 揚水装置
ポンプ、配管及び防振継手、電動機、計器、集毛器、弁類 等の状態
 - エ 電気装置
配電線、配管、動力盤・制御盤・操作盤、電圧計・電流計・表示灯、避雷設備等の状態
 - オ スタート台及び階段部
スタート台及び階段の構造材、床、天井、安全柵等の状態
 - カ 着水部
着水部本体の状態、着水部の水深
 - キ 保安関係
安全柵・誘導柵、安全装置類、注意事項の表示等の状態
 - (2) 定期検査報告済書の交付を受けるための手続
定期検査報告書の作成及び届出
- 6 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 7 点検の結果及び処置の内容について報告書を作成し、市に提出するものとする。
- 8 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

自動制御設備保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、自動制御設備保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象機器は次のとおりとする。

(1) 中央管制装置 (s a v i c - n e t F X 2 c o m p a c t)

ア セントラルシステム本体 - メインコンソール 1 式

イ セントラルシステム周辺機器 - リモートアナシエータ 1 式

(2) 熱源、ローカル一般機器

ア 冷暖房系熱源制御機器 1 式

・ 二次ポンプ台数制御

・ 送水圧力制御

・ H E X - 1 空調用熱交換器制御

イ プール昇温用熱交換器制御機器 (1) 1 式

・ E X - 0 1 幼児、流水プール等熱交換器

・ E X - 0 2 幼児、流水プール等熱交換器

・ E X - 0 3 25mプール等熱交換器

・ E X - 0 4 25mプール等熱交換器

・ E X - 0 5 造波プール等熱交換器

・ E X - 0 6 造波プール等熱交換器

ウ プール昇温用熱交換器制御機器 (2) 1 式

・ E X - 0 7 ジャグジープール等熱交換器

・ E X - 0 8 リハビリプール等熱交換器

エ 冷却塔制御機器 1 式

・ C T - 1 冷却塔

オ 空調機制御機器 (1) 1 式

・ A H U - 1 1、1 2 25mプール系統空調機

・ A H U - 1 3、1 4 レジャープール系統空調機

カ 空調機制御機器 (2) 1 式

・ A H U - 2 1 プールロッカー室系統空調機

キ 空調機制御機器 (3) 1 式

・ A H U - 3 1 トレーニング室系統空調機

ク 空調機制御機器 (4) 1 式

・ A H U - 3 2 トレーニング室系統空調機

ケ 空調機制御機器 (5) 1 式

・ A H U - 4 1 ホール、ロビー系統空調機

コ 床暖房制御機器 1 式

・ H E X - 0 2 床暖房熱交換器制御

・	HEX-03	床暖房熱交換器制御	
・	HEX-04	床暖房熱交換器制御	
・	HEX-05	床暖房熱交換器制御	
・	HEX-06	床暖房熱交換器制御	
・	HEX-07	床暖房熱交換器制御	
・	HEX-08	床暖房熱交換器制御	
サ	パネルヒータ制御機器		1式
・	採暖室(1)パネルヒータ制御		
・	採暖室(2)パネルヒータ制御		
シ	蒸気減温制御機器		1式
・	二次蒸気圧力制御		
・	減温器温度制御(1)		
・	減温器温度制御(2)		
ス	貯湯槽制御機器		1式
・	TH-01 貯湯槽制御		
・	TH-02 貯湯槽制御		
セ	レヒータ制御機器(1)		1式
・	プールピットレヒータ制御(1)		
ソ	レヒータ制御機器(2)		1式
・	ERH-01 レヒータ制御(1)		
・	ERH-02 レヒータ制御(2)		
タ	レヒータ制御機器(3)		1式
・	男子更衣室レヒータ		
・	女子更衣室レヒータ		
チ	ファン発停制御機器		1式
・	ファン発停制御		
ツ	計測機器		1式
・	計測		

- 2 自動制御設備に関する技術的責任は、すべて指定管理者が負うものとし、保守並びに修理作業に対する指揮監督は、指定管理者において行うこととする。
- 3 自動制御設備の保守点検について、特別に訓練された技術者を派遣し、機器を適宜点検するとともに、常に安全かつ良好な使用状態を維持できるようにすること。
- 4 定期保守点検作業は、下記のとおり実施することとする。
 - (1) 中央管制装置.....1年点検及び6ヵ月点検(各年1回)
 - (2) 熱源、ローカル一般機器.....総合点検及びループ点検(各年1回)
 - (3) 上記以外に巡回点検を年2回計画し、実施については、最も適切な時期に行うこととする。
 - (4) 保守点検作業は、昼間実施することを原則とし、日程等については、施設運営に支障とならないよう計画すること。
 - (5) 保守点検作業時に、運用状況に応じ適切な状態となるよう設定変更(ダンパー開度等)を行うこと。

- 5 当設備の保守管理を円滑に実施するため、電話回線を利用したリモートメンテナンス（BOSS-24）を行うこととする。これを設置するに必要な費用は、すべて指定管理者の負担とする。
- 6 リモートメンテナンスにより、以下に示す異常を感知したときは、しかるべき措置を講じることとする。また、必要に応じ速やかに市に連絡すること。
 - (1) 減温器温度異常警報
 - (2) 減温二次蒸気圧力下限警報
 - (3) 減温装置COMP警報
 - (4) 減温装置タンク減警報
 - (5) 受変電設備過負荷警報
 - (6) 受変電設備漏電警報
 - (7) TW-1 受水槽減警報
 - (8) PW-001 飲用加圧給水ユニット故障警報
 - (9) 機械室漏水警報
 - (10) 水中ポンプ故障警報
- 7 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 8 点検の結果及び処置の内容について安城市教育委員会に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。
- 9 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

トレーニング機器保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、トレーニング機器保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

- 1 対象設備は、トレーニング場のトレーニング機器及び付属設備の 1 式（別表参照）及び指定管理者が調達するトレーニング機器及び付属設備の 1 式とする。
- 2 トレーニング機器等の保守、点検を年 1 回実施すること。なお、保守、点検の時期については、施設運営に支障がないよう計画すること。
- 3 トレーニング機器等の保守、点検内容は、次のとおりとする。
 - (1) 機器等の正常作動の確認と調整
 - (2) ボルト、ネジ及びゴム類等の消耗部品の交換
 - (3) 可動部への注油及びほこり、ちり等の除去並びに損傷の確認と保守点検
 - (4) 電気系統、抵抗器及び駆動系統等の損傷の確認と保守点検
 - (5) ウェイト調節ピン、角度調節ピン及びウェイト等の損傷の確認と保守点検
 - (6) レザーシート並びにベルト類の損傷の確認と保守点検
 - (7) チェーン類及びベアリング部への注油とほこり、ちり等の除去並びに損傷の確認と保守点検
 - (8) サドル及びペダル等の損傷の確認と保守点検
 - (9) 操作盤、表示盤等の損傷の確認と保守点検
 - (10) 保証対象部品の保証期間内における不良品の取替え及び修理
 - (11) その他トレーニング機器の保守点検に関わること全般
- 4 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 5 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。
- 6 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

冷凍機保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、冷凍機保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

- 1 機種：三洋吸収冷凍機（BW-210ES型）
- 2 台数：1基
- 3 吸収冷凍機の保守点検を年3回行うこと。また、吸収器、凝縮器チューブ洗浄を年1回実施すること。
- 4 吸収冷凍機保守点検の時期については、施設運営に支障がないよう計画すること。
- 5 吸収冷凍機に関する保守点検の内容については、次のとおりとする。
 - (1) シーズン前の保守点検
 - ア 本体、操作盤及び付帯設備の運転準備並びに切替作業
 - イ 電気系統の正常作動の確認、点検及び調整
 - ウ 熱源系統の正常作動の確認、点検及び調整
 - エ 真空度の確認及び調整
 - オ 自動制御装置の正常作動の確認、点検及び調整
 - カ 安全保護装置の正常作動の確認、点検及び調整
 - キ 吸収液の分析及び結果の報告
 - ク 運転及び調整における測定記録の保管及び市への報告
 - (2) シーズン中の保守点検
 - ア 本体、操作盤及び付帯設備の運転中におけるデータ収集及び市への報告
 - イ 安全保護装置運転中の設定値確認及び調整
 - ウ 電気系統運転中の正常作動の確認、点検及び調整
 - エ 熱源系統運転中の正常作動の確認、点検及び調整
 - オ 運転中の真空度の確認及び調整
 - カ 自動制御装置運転中の正常作動の確認、点検及び調整
 - キ 吸収液の分析及び市への結果報告
 - (3) シーズン後の保守点検
 - ア 各部品の外観総点検及び停止準備作業
 - イ 真空度の確認及び調整
 - ウ 冷却水系開放点検
 - (4) 吸収器、凝縮器チューブ洗浄
 - ア ブラシ洗浄
- 6 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 7 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

- 8 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

造波装置保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、造波装置保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

- 1 契約の対象となる装置及び設備
 - (1) 造波装置 1式
- 2 造波装置の保守、点検を年1回実施すること。なお、保守、点検の実施時期については、施設運営に支障がないよう計画すること。
- 3 造波装置保守点検の業務内容は、次のとおりとする。
 - (1) ターボファン
 - ボルトナットの緩みチェック・増締め
 - モーター絶縁抵抗値測定、表面の清掃
 - 軸受グリス注入
 - (2) コンプレッサー
 - ファンベルト緩みチェック・調整
 - エアフィルター清掃または交換
 - オイル交換
 - (3) エアダンパー及びエアライン機器
 - エアダンパー作動チェック・調整
 - フレキシブルジョイント交換
 - エアフィルター、セパレーター目詰まりチェック・清掃
 - ルブリケーターの油槽チェックまたは補充
 - エアラインドレン抜き
 - ボルトナットの緩みチェック・増締め
 - (4) その他
 - 試運転実施
 - 造波装置ゴムチューブ交換
- 4 造波装置に関する技術的責任はすべて指定管理者が負うものとし、保守並びに修理作業に対する指揮監督は指定管理者において行うものとする。
- 5 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 6 整備点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。
- 7 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

熱源水処理機器保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、熱源水処理機器保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象設備は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|----|
| (1) 冷却水系水処理機器 | 1式 |
| (2) 冷温水系水処理機器 | 1式 |
| (3) ドレンフィルター | 1式 |

2 熱源水処理機器保守点検の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 冷却水系水処理機器

- ア 冷却水用水処理薬剤の補充
- イ レジオネラ属菌除菌剤の補充
- ウ 水質分析（年4回）
- エ レジオネラ属菌分析（年1回）
- オ 薬注装置クリバード保守点検（年4回）

(2) 冷温水系水処理機器

- ア 密閉冷温水用水処理薬剤の補充
- イ 水質分析（年6回）
- ウ 薬注装置クリバード保守点検（年4回）

(3) ドレンフィルター

- ア ドレンフィルター交換（5 μ コットン製 750mm 5本×年1回）

3 保守、点検の時期については、施設運営に支障とならないよう計画すること。

4 熱源水処理機器に関する技術的責任はすべて指定管理者が負うものとし、保守ならびに修理作業に対する指揮監督は指定管理者において行うものとする。

5 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

- (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
- (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

6 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

7 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

エアハンドリングユニット保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、エアハンドリングユニット保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 契約の対象となる装置

- (1) エアハンドリングユニット (CV-220E型、5台)
- (2) エアハンドリングユニット (CA-150A型、1台)
- (3) エアハンドリングユニット (CA-200AV型、1台)
- (4) エアハンドリングユニット (TH-80LBPN型、1台)

2 エアハンドリングユニット、ダクトコイルユニットの保守点検を年1回行うこと。

3 保守点検の時期については、施設運営に支障とならないよう計画すること。

4 保守点検の内容については、次のとおりとする。

(1) エアハンドリングユニット

ア コイルユニット

コイルフィン・ドレン排水・加湿器・エリミネーター点検

イ ファンユニット

モーター・プーリー・Vベルト・シャフト・ローター・インペラー・ダンパー・カップリング点検

ウ フィルターユニット

ろ材の目詰まり・損傷・取付状態点検

エ その他

ケーシング外装・骨格・断熱材・点検扉・キャンバス継手・エア漏れ・電気配線・ボルト類締付状態点検、ベアリング給油・Y型ストレーナー清掃・パッキン取替え

5 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

- (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
- (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

6 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

7 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

入退場管理システム保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、入退場管理システム保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象設備

- | | |
|----------------------|----|
| (1) 自動券売機 (MP-T502型) | 3台 |
| (2) 窓口機 | 1台 |
| (3) サーバー機 | 1台 |

2 入退場管理システムの保守、点検を年2回実施すること。

3 保守、点検の時期については、6月・10月に行うものとし、日時は、施設運営に支障とならないよう計画すること。

4 入退場管理システムに関する保守、点検の内容は、次のとおりとする。

(1) 定期点検

ア 機器の点検、調整及び清掃等を行い、機器の正常運転を維持する作業。

(2) 予防点検及び修理

ア 機器の故障、異常等を未然に防ぐために行う作業。

イ 機器の稼働状態を定期的に調査し、保守に必要なデータを収集することにより、正常運転を維持させるための作業。

(3) 緊急修理

ア 機器が故障、異常等を起こした場合に調査、修理等を行う。

5 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

(1) 安城市教育委員会の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。

(2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

6 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

7 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

照明制御装置保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、照明制御装置保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象設備：照明制御装置

- (1) 主操作盤 1面
- (2) 制御用端末器 35台

3 照明制御装置の保守、点検を年1回実施すること。

4 保守、点検の時期は、施設運営に支障とならないよう計画すること。

5 照明制御装置の保守、点検の内容は、次のとおりとする。

(1) 外観点検

- ア 機器設置環境条件の確認
- イ 変形・損傷・腐食及び磨耗の有無
- ウ 取付状態の良否
- エ 異音、異臭及び変形の有無を臭覚、聴覚、目視及び手触により点検
- オ 接続端子部の緩みの有無
- カ プリント基板等のはんだ付け箇所点検
- キ 温度上昇の状態を手触及び計器により点検
- ク 表示灯、LCD等の点検（発光輝度チェックを含む）

(2) 制御機能点検

- ア プログラム動作確認
- イ 端末器点検
- ウ 点灯パターン、タイマープログラム再設定（必要に応じ）

(3) データの保存

- ア 点灯パターン、タイマープログラムデータのバックアップ

(4) 電気的特性試験

- ア 電圧測定及びパルス巾測定
- イ メモリーバックアップ電池端子電圧測定及び容量試験

6 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

(1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。

(2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

7 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

8 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

衛生空調用ポンプ保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、衛生空調用ポンプ保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 対象設備及び点検回数は次のとおりとする。

- | | |
|---|---------|
| (1) 水道水加圧給水ユニット(荏原 65BNBMD5.5) | 1式(年2回) |
| (2) 雑用水加圧給水ユニット(荏原 40BNBMD1.5) | 1式(年2回) |
| (3) 冷却水ポンプ(荏原 125×100FS4KC618) | 1台(年1回) |
| (4) 冷水一次ポンプ(荏原 125×100FS4KC618) | 1台(年1回) |
| (5) 温水一次ポンプ(グランドフォス CRN45-1-1 A-J-G-V-HQQV) | 1台(年1回) |
| (6) 汚泥移送ポンプ(兵神モーターポンプ NE40AK) | 2基(年6回) |
| (7) 汚水中継ポンプ(荏原 L-S65DV261.5) | 2基(年6回) |

2 保守、点検の時期については、施設運営に支障がないよう計画すること。

3 空調・給湯用ポンプの保守、点検の内容は、次のとおりとする。

(1) 加圧給水ユニット

- ア 吐出量及び圧力計の正常作動の確認及び調整
- イ 騒音、振動等における異常の有無の確認及び調整
- ウ 軸封部、軸受部の点検
- エ 絶縁抵抗値の測定及び規定外数値検出時における不良箇所の調査
- オ 制御盤設定確認及びコネクタ等の点検
- カ 圧力タンク封入圧力確認調整
- キ インバータ用冷却パイプ内清掃
- ク フロースイッチ、液面リレー、冷却水電磁弁等の動作確認
- ケ 加圧給水ユニットの総合運転チェック

(2) うず巻きポンプ

- ア 吐出量及び圧力計の正常作動の確認及び調整
- イ 騒音、振動等における異常の有無の確認及び芯出点検
- ウ 軸封部(メカニカルシールタイプ)点検
- エ 軸封部(グランドパッキンタイプ)点検調整及び交換
- オ 軸受部の点検
- カ 絶縁抵抗値の測定及び規定外数値検出時における不良箇所の調査

(3) モーターポンプ

- ア 吐出量及び圧力計の正常作動の確認及び調整
- イ 騒音、振動等における異常の有無の確認及び調整
- ウ 軸封水への液漏れ等の確認及び補修
- エ オイル量の確認及び補充
- オ フロートスイッチの正常作動の確認及び調整
- カ 絶縁抵抗値の測定及び規定外数値検出時における不良箇所の調査

(4) 水中ポンプ

ア 騒音、振動等における異常の有無の確認及び調整

イ フロートスイッチの正常作動の確認及び調整

ウ 絶縁抵抗値の測定及び規定外数値検出時における不良箇所の調査

4 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

(1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。

(2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

5 消耗部品のうちグランドパッキン等安価なもの及び軽微な補修については、指定管理者の負担とする。

6 点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。

7 この仕様書に定めのない事項について必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。

ろ過装置附属機器類保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、ろ過装置附属機器類保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 契約の対象となる装置

- | | |
|--|-----|
| (1) オゾン反応処理装置 (SPA-15 型、SPA-25 型、SPA-35 型) | 1 式 |
| (2) 紫外線殺菌装置 (2DL 型、6DL 型) | 1 式 |
| (3) 滅菌剤注入ポンプ (E-100 型、E-50 型、E-30 型) | 1 式 |
| (4) 凝集剤注入ポンプ (MGH-20N 型) | 1 式 |

2 ろ過装置附属機器類の保守点検を年 1 回行うこと。

3 ろ過装置附属機器類の保守点検内容は、次のとおりとする。

- (1) オゾン反応処理装置の点検整備及び部品交換を行うこと。
- (2) 紫外線殺菌装置の分解整備及び部品交換を行うこと。

4 ろ過装置附属機器類に関する交換対象部品の詳細については、次のとおりとする。

(1) オゾン反応処理装置

- ア PSA 電磁弁ユニット
- イ コンプレッサーユニット
- ウ 吸込フィルター
- エ 加圧ポンプ用メカニカルシール/Oリング
- オ 排オゾン分解剤補充
- カ ガス抜き電磁弁
- キ 三方向電磁弁
- ク 冷却ファン
- ケ 減圧弁

(2) 紫外線殺菌装置

- ア UV ランプ 8 本

5 ろ過装置附属機器類等に関する技術的責任はすべて指定管理者が負うものとし、保守並びに修理作業に対する指揮監督は指定管理者において行うものとし、保守点検の時期については、施設運営に支障がないよう計画すること。

6 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。

- (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
- (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。

- 7 整備点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。
- 8 この仕様書に定めのない事項については、協議のうえ決定するものとする。

プールろ過装置及びアトラクション設備保守点検業務仕様書

本業務は、安城市レジャープールにおける市民サービスの向上と機器の長寿命化を図るため、ろ過装置及びアトラクション設備保守点検業務の正常かつ良好な運転状態を保つことを目的とする。

保守点検業務は実施目的を十分に理解し本仕様書に基づき適切に実施すること。

1 契約の対象となる装置及び設備は以下のとおりとする。

ただし、ろ過機一式とは各種電磁弁、流量計、液面スイッチ等を含むものとする。

(1) WF-01ろ過装置（流水プール系統）

ろ過機	: 三協NB-10型	1式
ろ過ポンプ	: 荏原製作所125×100FS4KC622型	1基
凝集剤ポンプ	: 共立機巧MGH-20N型	1基
滅菌剤ポンプ	: (屋内流水プール) 共立機巧E-100型	1基
	: (幼児プール) 共立機巧E-30型	1基
	: (着水プール) 共立機巧E-30型	1基
	: (屋外流水プール) 共立機巧E-50型	1基
有機物除去装置	: 三協BF-10型	1台
オゾン殺菌装置	: 住友精密工業SPA-35A型	1台
塩素モニター	: 三協WAM-700P型	1台

(2) WF-02ろ過装置（2.5mプール系統）

ろ過機	: 三協NB-9型	1式
ろ過ポンプ	: 荏原製作所100×80FS4JC611型	1基
凝集剤ポンプ	: 共立機巧MGH-20N型	1基
滅菌剤ポンプ	: 共立機巧E-100型	1基
塩素モニター	: 三協WAM-700P型	1台

(3) WF-03ろ過装置（造波プール系統）

ろ過機	: 三協NB-6型	1式
ろ過ポンプ	: 荏原製作所80×65FS2F65.5型	1基
凝集剤ポンプ	: 共立機巧MGH-20N型	1基
滅菌剤ポンプ	: (造波プール) 共立機巧E-50型	1基
	: (幼児着水プール) 共立機巧E-30型	1基
有機物除去装置	: 三協BF-10型	1台
オゾン殺菌装置	: 住友精密工業SPA-15A型	1台
塩素モニター	: 三協WAM-700P型	1台

(4) WF-04ろ過装置（ジャグジープール系統）

ろ過機	: 三協NB-1型	1式
ろ過ポンプ	: 荏原製作所32×32FS2F61.5型	1基
凝集剤ポンプ	: 共立機巧MGH-20N型	1基
滅菌剤ポンプ	: 共立機巧E-30型	1基

紫外線殺菌装置	：千代田工販フロライザ 2DL 型	1 台
塩素モニター	：三協 WAM-700P 型	1 台
(5) WF-05ろ過装置 (リハビリプール系統)		
ろ過機	：三協 NB-3 型	1 式
ろ過ポンプ	：荏原製作所 50×40FS2F62.2 型	1 基
凝集剤ポンプ	：共立機巧 MGH-20N 型	1 基
滅菌剤ポンプ	：共立機巧 E-30 型	1 基
紫外線殺菌装置	：千代田工販フロライザ 6DL 型	1 台
塩素モニター	：三協 WAM-700P 型	1 台
(6) ろ過装置共通機器		
ろ過自動制御盤	：三協製	1 面
コンプレッサー	：日立製作所 ベビコン ES シリーズ 0.4OP-7T 型	2 基
(7) アトラクション設備		
ポンプ	：(ジャグジー) 荏原製作所 40×32FS2G62.2	1 基
	：(起流) 荏原製作所 250SZ15kw	2 基
	：(起流) 荏原製作所 250SZ7.5kw	1 基
	：(スライダー) 荏原製作所 125×100FS4JC615	2 基
	：(打たせ) 荏原製作所 40×32FS2S61.5	1 基
	：(幼児スライダー) 荏原製作所 80×65FS4H63.7	1 基
	：(噴水) 荏原製作所 40×32FS2E6.75	2 基
ブローア	：(ジャグジー) アンレット BS-65 型	1 基
	：(リハビリ) アンレット BS-80 型	1 基
タイマ付制御盤	：三協製	2 面
(8) 緊急飲料水ろ過装置		
ろ過機	：三協 EF-P4 型	1 式

2 ろ過装置及びアトラクション設備保守点検の業務内容は、次のとおりとする。

(1) ろ過装置 年 3 回

ア ろ過機本体

再生具合、空気抜き弁、ブロー弁、本体排水弁、圧力計、水漏れ、塗装状態

イ 工程自動弁

回転トルク、エア漏れ (弁、フィッティング、継手、エアホース)、フィルターレギュレーター、工程切替チェック

ウ ろ過ポンプ

グランドパッキン、異音 (モーター、本体)、圧力計、水漏れ、芯出し、ベアリング、カップリングゴム

エ 除塵器

本体、蓋、締め金具、水漏れ、スクリーン、パッキン、スクリーン清掃

オ 自動制御盤

マグネット、表示ランプ、絶縁測定、漏電ブレーカー、サーマル、タッチパネル、

タイマ設定確認

- カ コンプレッサー (WF-01、WF-02、WF-03)
圧力スイッチ、安全弁、オートドレン、エアフィルター、絶縁測定、異音、振動、
低圧警報確認
 - キ プール吸込弁 (WF-01、WF-02、WF-03)
開閉確認 (自動・手動)、エア漏れ (電磁弁、フィッティング継手、エアホース)、
回転トルク、開閉スピード、流量調整弁
 - ク オーバーフロー吸込弁 (WF-01、WF-02、WF-03)
開閉確認 (自動・手動)、エア漏れ (電磁弁、フィッティング継手、エアホース)、
回転トルク、開閉スピード、流量調整弁
 - ケ 塩素剤注入ポンプ
液漏れ (配管、ポンプヘッド、継手)、ダイヤフラム、ガス抜き、自動注入、
異音 (モーター、本体)、絶縁測定、ホース、打込弁
 - コ 凝集剤注入ポンプ
液漏れ (配管、ポンプヘッド、継手)、ダイヤフラム、ガス抜き、自動注入、
異音 (モーター、本体)、絶縁測定、ホース、打込弁
 - サ 水質モニター
ゼロ校正、スパン校正、洗浄 (キャップ、チップ、銀対極、サンプリング水槽)、
流量調整、サンプリング水槽の水漏れ
 - シ 有機物除去装置 (WF-01、WF-02、WF-03)
再生具合、空気抜き、水漏れ、パッキン、回転トルク、工程切替チェック
 - ス プール給水弁
開閉確認 (自動・手動)、回転トルク、水漏れ、自動制御
 - セ オーバーフロー補給弁 (WF-01、WF-02、WF-03)
開閉確認 (自動・手動)、回転トルク、水漏れ、自動制御
 - ソ 強制自動ブロー弁 (WF-01、WF-02、WF-03)
開閉確認 (自動・手動)、回転トルク、水漏れ、自動制御
 - タ サンプリング弁
開閉確認 (自動・手動)、回転トルク、水漏れ、自動制御
 - チ オーバーフロー槽 (WF-01、WF-02、WF-03)
バスケットスクリーン、電極棒、水漏れ
 - ツ プール水位測定用電極棒
水漏れ、電極取付ネジの緩み、作動確認
- (2) 補助浄化装置 年1回
- ア オゾン反応処理装置 (WF-01、WF-02、WF-03)
装置内部点検、継手、内部配線、シーケンス確認、近接スイッチ、溶存
オゾン測定、オゾン発生量調整、放電セル点検清掃、空気取入フィルター
清掃、チェック弁分解清掃、ガス抜き電磁弁、三方向電磁弁、バトル型フ
ロート弁、コンプレッサー用フィルター交換
 - イ 紫外線殺菌装置 (WF-04、WF-05)

積算時間確認、電気系統、水漏れ

(3) アトラクション設備 年1回

ア ポンプ

グランドパッキン、異音（モーター、本体）、圧力計、水漏れ、芯出し、ベアリング、カップリングゴム、除塵器（本体、蓋、締め金具、水漏れ、スクリーン、パッキン、スクリーン清掃）

イ ブロアー

ベルト（磨耗、傷、張り具合）、異音（モーター、本体）、グリス注入、オイル交換、サイレンサ清掃

ウ 自動制御盤

マグネット、表示ランプ、絶縁測定、漏電ブレーカー、サーマル、タッチパネル、タイマ設定確認

(4) 緊急飲料水ろ過装置 年1回

ア 本体ケース

ドア開閉、脱着板、接続管、塗装の状態

イ 中空糸膜モジュール

透明モジュール目視点検

ウ 活性炭ハウジング

パッキン、プラグ、ハウジング目視点検

エ ポンプ

自動運転状況、振動、異音

オ 洗浄機

自動運転状況、振動、異音

カ 塩素剤注入器

ホース固定、液漏れ、送液具合

キ ストレーナー

パッキン、スクリーン

ク 装置内弁類・配管

動作確認、弁開閉、締切り運転による水漏れ

ケ 制御盤

絶縁測定、漏電遮断器、接続配線、スイッチ、計器、表示器、タイマ設定値確認、工程制御機能

コ 点検後の処置

中空糸膜モジュールへの保存液充填、装置水抜き（ストレーナー、流量計、ポンプ、活性炭ハウジング）

3 ろ過装置及びアトラクション設備等に関する技術的責任はすべて指定管理者が負うものとし、保守並びに修理作業に対する指揮監督は指定管理者において行うものとする。

- 4 保守点検に必要な機械、器具及び資材並びに対象設備の消耗品及び寿命部品等は、すべて指定管理者の負担とする。ただし、次に挙げる費用については市の負担とする。
 - (1) 市の都合により行う工事又は模様替えのために、設備の移設あるいは改修を必要とする場合。
 - (2) 設備の破損若しくは老朽化による機器の更新、交換の必要を生じた場合で市が認めた場合。
- 5 整備点検の結果及び処置の内容について市に報告し、市は作業を確認のうえ点検票に押印する。
- 6 この仕様書に定めのない事項については必要があるときは、協議のうえ決定するものとする。